

第 1 回固定資産評価審査委員会議事調書

会 議 事 項	1 委員長・合議体・審査長について (1) 委員長の選出 (2) 委員長職務代理者の指名 (3) 合議体の指定等 2 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について 3 固定資産評価審査申出の状況について 4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について 5 その他
会 議 場 所	瀬戸市役所 北庁舎 4 階 庁議室
会 議 日 時	令和 5 年 7 月 2 6 日（水） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 0 分まで
会 議 要 領	別紙のとおり

上記のとおり会議を行った。

令和 5 年 7 月 2 6 日

委員長 伊藤 昌幸

委員長職務代理者 竹本 弘司

委員 加藤 和守

委員 市野 眞知子

委員 瀧本 友子

委員 鈴木 洋子

書 記 白木 秀典

別 紙

会議冒頭、事務局から今年度事務局職員及び委員の異動があったため、異動内容の報告が行われた。

現在委員長不在のため、議題 1 (1)までは委員長職務代理者が、議題 1 (2)以降は議題 1 (1)で決定した委員長が議事を進行させた。

議題 1 委員長の選出及び職務代理者の指定について

(1) 委員長の選出について

委員長選任方法等に関する説明が事務局から「資料 1-1」により行われ、他委員から推薦のあった伊藤昌幸委員を本日から令和 5 年 7 月 29 日まで委員長に選任することが、全会一致で決定した。

(2) 委員長職務代理者の指名について

委員長職務代理者の選任方法等に関する説明が事務局から行われ、伊藤昌幸委員長が竹本弘司委員を本日から令和 5 年 7 月 29 日まで、委員長職務代理者に指名した。

(3) 合議体の指定等について

合議体、審査長、審査長代理についての説明が事務局から行われ、事務局作成の素案に基づき委員 6 人が協議し、合議体を以下のとおり構成することに決定した。

第 1 合議体（家屋）瀧本友子審査長 伊藤昌幸審査長代理 加藤和守委員

第 2 合議体（土地）鈴木洋子審査長 竹本弘司審査長代理 市野真知子委員

また、合議体の運営について、これまでと同様、原則として一方の合議体の 3 委員が審査する場合、他方の合議体の 3 委員はオブザーバーとして参加することです承された。

議題 2 固定資産縦覧帳簿の縦覧結果について

瀬戸市固定資産評価委員である市民生活部長から、評価庁（税務課）職員が紹介され、評価庁（税務課）固定資産税担当主幹から、「資料 2」により説明を受けた。

主な質疑内容は、次のとおり。

【委 員】 瀬戸市では納税通知書の発送が 4 月中旬、縦覧期間が 4 月 1 日から 5 月 10 日までと聞いているが、県内他市もほぼ同じ期間なのか。評価替年度かどうかで縦覧期間に違いはあるか。

【評価庁】 納税通知書の発送日は、例えば尾張旭市は 4 月 1 日、長久手市は 4 月中

旬より遅い時期と聞いており、市によって違う。縦覧期間についても通知書の発送時期が影響するため、他市は瀬戸市と異なる場合がある。評価替年度か中間年度かで期間に違いはない。

議題3 固定資産評価審査申出の状況について

固定資産評価審査申出期間は、地方税法第432条により、「価格を固定資産課税台帳に登録し、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで」と規定されており、今年度の公示日は、令和5年4月1日（土）、納税通知書は4月10日（月）発送であった。郵便が到達する日を最大7日として、申出期間を概ね3か月後の7月18日（火）までとしたが、審査申出はなかったことを「資料3」により事務局から報告された。

特に委員から質問はなかった。

議題4 瀬戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づく報告について

事務局から「資料4-1・2」により根拠条例及び市長へ提出する報告書の案が提示され、説明がなされた。

委員審議の結果、事務局作成の報告書案どおり提出することを決定した。

主な質疑内容は、次のとおり。

【委員】 「6 職員の分限及び懲戒処分」の「分限」とは何か。

【事務局】 「分限処分」のことであり、主に病気休職の場合が多い。体調不良等で長期間出勤できなくなった場合に、最初の3か月は病気休暇という職員の権利として休めるが、それ以降も続く場合は、市からの「処分」として給与を減らして休職を命じる形となるため、「分限処分」と言っている。

議題5 その他

事務局から事務連絡があった。

以上